

上智大学哲学会会則

第一条（名称） 本会は上智大学哲学会と称する

第二条（所在） 本会の事務局を上智大学文学部哲学研究室に置く

第三条（目的） 本会は哲学研究の促進並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする

第四条（事業内容） 本会は前条の目的のために左記の事業を行う

- 一 毎年一回以上の大会の開催
- 二 学会誌『哲学論集』並びに「学会だより」の発行
- 三 研究資料の蒐集並びに交換
- 四 研究会、講演会等の開催、共催
- 五 その他三条にかない、委員会が適当と認め、会長が承認した諸活動

第五条（会員）

一 正会員

- (イ) 上智大学哲学科の教員で入会を希望し登録したもの
- (ロ) 上智大学哲学科卒業生並びに大学院修了者で入会を希望し登録したもの
- (ハ) 上智大学大学院文学研究科哲学専攻在籍者で入会を希望し登録したもの
- (ニ) 上智大学の旧教員で入会を希望し登録したもの
- (ホ) 上智大学哲学科または本会関係者で入会を希望し、

委員会において承認されたもの

二 準会員

本会の主旨に賛同する上智大学哲学科学生。準会員は大会その他本会の開催、共催する諸種の会合に出席し、無償で学会誌および学会だよりの配布を受けることができる。但し、総会における議決権は有しない

三 特別会員

正会員並びに準会員以外のもので、本会の発展に寄与し、委員会において推薦され、会長が承認したもの

四 名誉会員

本会の発展に寄与し、委員会において推薦され、会長が承認したものが承認したもの

第六条（役員構成）

本会の役員として正会員の中から左記のものを置く。役員
の任期は一年とし重任をさまたげない

会 長 一 名

委 員 八 名（内一名は委員長）

会 計 委 員 一 名

会 計 監 査 二 名

編 集 委 員 五 名

幹 事 二 名

第七条（役員）

一 会長は本会を代表し、会務を統率する。会長は大学院

文学研究科哲学専攻主任とする

二 委員は左記（ロ）に従って総会において選出され、会則の範囲内で本会の活動の企画および運営にあたる

（イ）委員の構成は本学科教員代表二名、文学研究科特別研究員一名、大学院生代表二名、その他の正会員代表三名とする

（ロ）本学科教員代表、大学院生代表、その他の正会員代表の選出はそれぞれ本学科教員、大学院生、その他の正会員の互選による

（ハ）総会によって選出された委員は委員長を互選により選出する

三 会計委員は委員会によって推薦され、会長により承認され会計事務を担当する

四 会計監査は委員会によって推薦され、会長により承認され会計監査を担当する

五 編集委員は委員会によって推薦され、会長により承認され学会誌『哲学論集』の編集業務を担当する。但し、内二名は本学科教員、内一名は文学研究科特別研究員とする

六 幹事は委員会の委嘱により選任され会務を担当する

第八條（総会）
総会は出席する正会員によって構成され、会長の招集によって少なくとも年に一回第四条一の大会の際に開かれる

第九條（委員会）

一 委員会は委員長の招集により随時開催される。但し、委員三名以上の要請があれば委員長は委員会を開催せねばならない

二 委員会はその活動に関して会長に報告する義務がある

第十條（会費）

一 本会運営の経費は、会費並びに寄付金等をもってこれにあてる

二 正会員の会費を次に定める

（イ）一般正会員の会費は年額三千円とする

（ロ）大学で専任教員の職にある正会員の会費は年額四千円とする

三 準会員の会費は年額千五百円とする

四 特別会員並びに名誉会員は会費を免除する

五 本会の会計年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十日に終わる

六 収支決算報告は毎年会計年度終了後の総会において行う

第十一條（刊行物）

一 第四条二に基づき学会誌『哲学論集』を発行する

二 本誌の編集は編集委員会がこれを行う

三 本誌の発行は年一回を原則とする

四 会員は無償で本誌の配布を受けることができる

五 準会員を除く会員は、その研究を本誌に発表することができる。但し、掲載論文の選択権は編集委員会にある

六 会員は無償で「学会だより」の配布を受けることができる

七 会費が長期にわたり滞納された場合には、委員会の決定により学会誌並びに学会だよりの配布を中止する場合がある

第十二条（会則の改定）

本会会則の改定は総会において三分の二以上の会員の賛成並びに会長の承認において行われる

平成三年十月一部改定

平成九年十月一部改定

平成十年十月一部改定

平成二八年十月一部改定